

第1章

イスラームと生殖補助医療

後藤 絵美

要約:

中東イスラーム諸国で生殖補助医療が普及し始めたのは1980年代のことである。以来、ムスリム（イスラーム教徒）の医師や患者、その家族の間で議論されてきたのが、治療に用いられる技術が、宗教的に合法かどうかという点であった。本稿では、これらの議論の発端となり、その中核を形づくってきた二つのファトワー（法的意見）と、その後の議論を紹介する。それらを通して、イスラームと生殖補助医療の関係を描き出していく。

キーワード: イスラーム、生殖補助技術（ART）、ファトワー（法的意見）

はじめに

中東イスラーム諸国の主要三カ国（エジプト、サウジアラビア、ヨルダン）で、体外受精専門のクリニックが次々と開業したのは、1986年のことであった。その数年前から——殊に1978年にイギリスで初の体外受精児が誕生し、生殖補助医療に世界中の注目が集まって以来——現在に至るまで、この地域では、イスラームにおける生殖補助技術（ART）の合法性が活発に論じられてきた。夫婦・カップル間の体外受精や顕微授精はイスラーム法で認められうるのか。第三者が関与する生殖補助技術（提供精子による人工授精や、提供精子や提供卵子による体外受精、代理出産）はどうか。この議論にはさまざまな立場の人びとが関わってきた。医師や患者、その家族に加えて、諸国家公認の宗教権威や、組織的な（一定の組織や団体によって認められた）宗教権威、地域的な宗教権威、あるいは独立系知識人や一般信徒などである。現代においては、ムスリム社会全体の意見を統括しうる機関や組織、個人は存在しない。そのため、イスラームと生殖補助医療についても、多様な意見が——時代や地域、個々人の中で、時に変化しつつ

——併存するという状況になっている。

本稿では、それらの多様な意見のうち、議論の発端となった二つのファトワー（法的意見）を紹介する。一つは、1980年に、当時エジプトの国家のムフティー職（muftī al-diyār al-miṣriya）に就いていたガーデル＝ハック（Jād al-Ḥaqq ‘Alī Jād al-Ḥaqq, 1917–1996）¹が提示したものである。国家のムフティー職とは、国民的関心の高い事柄についてイスラーム法の観点からの見解を発行する国家機関（ダール・アル＝イフター dār al-iftā’）の長であり、エジプトの場合、アズハルal-azharという伝統あるスンナ派イスラームの教育・研究機関において、高位に位置づけられる権威ある職である²。1978年から四年間同職にいたガーデル＝ハックは、その間世間の耳目を集めていた諸問題——イスラーム銀行の是非や、イスラエルとの平和協定問題（1979年）、家族法改正論争（1979年）、サダト大統領暗殺事件（1981年）等——について、次々と大部のファトワーを発表した。本稿で紹介する「人間における人工授精について al-talqīh al-ṣinā’ī fī al-insān」もその一つである。世界初の体外受精児誕生の約一年半後、1980年3月23日に出されたこのファトワーは、ムスリムの主要な宗教権威が生殖補助医療の合法性について詳しく論じた最初のものとして、エジプト内外で大きな注目を浴びた。

もう一つは、1999年に出されたイランの最高指導者ハーメネイー（Seyyed ‘Alī Khāmene’ī, 1939–）³のファトワーである。イラン・イスラーム革命後の体制下、八年間大統領を務めたハーメネイーは、1989年に初代共和国最高指導者のホメイニー（Rūhollāh Mūsavī Khomeinī, 1902–89）が死去すると、その後継者となった。シーア派12イマーム派の高位の宗教学者であるハーメネイーは、多様な主題についてのファトワーを出してきた。「人工受精 talqīh-e maṣnū’ī」と題されたファトワーは、ごく短いものであったが、その内容は、それまで20年近く共有されてきた認識を大きく揺さぶるものであり、以後、多大な影響力をもった。

ファトワーとは、一般信徒からの質問に対して、イスラーム法に通じた宗教学者（ウラマー、‘ulamā’）が提示する法的意見である（小杉 [2002: 829]; 嶺崎 [2015: 5]）。国家のムフティー職にあったガーデル＝ハックのファトワーも、共和国の最高指導者ハーメネイーのファトワーも、一つの意見であって、それらに何らかの拘束力や強制力があるわけではない。それでも、これら「権威ある宗教学者」の意見は、イスラームと生殖補助医療をめぐる議論の中で、参照されたり、引用されたり、以後の議論の中核を形づくってきた。以下では、それぞれの内容を見ていくことにしたい。

¹ ガード・エル＝ハックについては Skovgaard-Petersen [1997: 227–241]を参照した。

² 当時のアズハルとダール・アル＝イフターについては Skovgaard-Petersen [1997]が詳しい。ガード・エル＝ハックは国家のムフティー職の後、1982年にアズハルの最高位である総長職に就いた（1996年の死去まで）。

³ ハーメネイーについては吉村[2005: 19]を参照した。

I ガーデル＝ハックのファトワー（1980年）

1980年に出されたガーデル＝ハックのファトワーは、翌年、文書として刊行された⁴。本稿では、エジプト宗教寄進省発行の『エジプトのダール・アル＝イフターで発行されたイスラームのファトワー』⁵に掲載されたものを参照する。そこには、医師からの質問として以下の七点が挙げられていた。

- (1) 夫の精子を取り出し不妊の妻の体内に注入する場合、二人はその場に同席する必要があるか。
- (2) 夫以外の男性の精子を取り出し、精子がない／受精に向かない精子をもつ夫の妻の体内に注入することは可能か。
- (3) 妻の卵子が使用できない場合、夫の精子を取り出し妻以外の女性の卵子と受精させ、その受精卵を妻の子宮に移植することは可能か。
- (4) 不妊の妻の卵子を取り出し、体外（試験管）で夫の精子と受精し、受精卵を
 - a) 妻の子宮に戻すことは可能か。
 - b) 受精卵を成熟させるために試験管の代わりにそれに適した動物の子宮を使用することは可能か。すなわち、妻の子宮の代替物としてそれを使用し、後に同じ妻の子宮に胎児を戻すのである。
- (5) これらの施術に同意する夫の立場はいかなるものか。また、こうした方法で生まれた子供を実子にしたり、他の男性の精子を注入された妻とその後も夫婦であり続けたりする場合、夫の立場はいかなるものか。
- (6) これらの方法で生まれた子供の立場はいかなるものか。
- (7) これらの施術を行った医師の立場はいかなるものか。 [3214-3215]

1 前提

以上の質問に対して、ガーデル＝ハックのファトワーではまず、回答の前提として、「子孫との繋がりを維持すること (al-muḥāfaza ‘alā al-nasl)」の重要性が述べられていた。それによると、イスラームでは、ムスリム男性がその子孫との血縁関係を明白なものとして維持するために、(1) 姦淫 (zinā) の禁止、(2) 離婚後の女性の待婚期間の設定、(3) 養子縁組 (tabannī) の禁止が定められているという [3215-3217]。

ガーデル＝ハックのファトワーの文脈において「姦淫」とは、(1) 法的婚姻関係外の

⁴ 例えば Inhorn [2005: 295]の注 19 を参照のこと。同論文には、ファトワーの一部が訳出されている。

⁵ *Al-Fatāwā al-Islāmīya min Dār al-Iftā’ al-Miṣrīya*. このファトワーは、同書のうち、1997年発行の第9巻、3213-3228頁に掲載されていた。以下、本文の [] 内は同書における頁数である。

男女間で性交が行われること、あるいは、(2) 法的婚姻関係外の男女間に子供ができることである [3220]。それが禁止される根拠は、例えば、『クルアーン』17章32節《姦淫に近づいてはならない。それは恥ずべきことである。なんと悪い道であることよ》⁶や、預言者ムハンマドの言葉として伝えられるもの〈子供は夫婦の床に属し、石は姦淫者に属する⁷〉にあるという [3216-3217]。また、「養子縁組」とは、「自らが実子ではないと知りながら、〔育ての〕父母の血統を名乗ること」や名乗らせることであり、それが禁止される根拠として、『クルアーン』《おまえたちの養子を、実子ともされなかった。それらは、口先だけでおまえたちが言ったことにすぎない。〔中略〕養子を実父の名で呼んでやれ》(33章4-5節)⁸などが挙げられている [3217]。

2 質問への回答

これらの前提をもとに、ファトワーでは、七つの質問に対して、次のような答えが提示されていた（以下、要約を記す）。

- (1) 受精と妊娠は、夫婦の身体接触によるものが基本であり、またそれこそが唯一の方法である。ただし、病気や何らかの先天的な理由でそれが叶わない場合、法的な婚姻関係内の夫の精子を妻に注入することは合法である [3219-3220]。
- (2) 夫以外の男性の精子を取り出し、精子がない／受精に向かない精子をもつ夫の妻の体内に注入することは、血縁関係の混乱 (ikhtilāf fi al-ansāb) をもたらしうるため、また、そうして妊娠が成立した場合、姦淫が行われたことになるため、その行為は法的に認められない [3220]。
- (3) 妻の卵子が使用できない場合に、夫の精子を取り出し、妻以外の女性の卵子と受精させ、その受精卵を妻の子宮に移植することもまた、姦淫と見なされる。この方法でできた子供は合法的な夫婦の子とはならない。その理由は、第一に姦淫により生まれた子供であるからで、第二に妻の卵子という要素が欠如しているからである [3220-3221]。
- (4) 不妊の妻の卵子を取り出し、体外（試験管）で夫の精子と受精させ、受精卵を妻の子宮に戻すことは、医学的な必要がある場合で、法的婚姻関係内の男女の精子と卵

⁶ クルアーンの引用に際しては、中田[2014]を参照しつつ、藤本[1970]の訳文を用いた。

⁷ この伝承とその異文は、二つの真正ハディース集に加え、六つの主要なハディース集に収録されている。意味の詳細については柳橋[2001: 469-471]が詳しい。

⁸ クルアーン33章4-5節には次のようにある。《また、おまえたちの養子を、実子ともされなかった。それらは、口先だけでおまえたちが言ったことにすぎない。しかし、神は真理を語り、大道に導きたもう。養子を実父の名で呼んでやれ。それが神のみもとではもっとも公平なこと。もしおまえたちが彼らの実父の名を知らなかったら、信仰におけるお前たちの兄弟または庇護者の名において呼べ。》

子以外のものが混入していないことが明らかな場合、合法である。「なぜなら、子供は天の恵みであり、人生の飾りである。不妊は障害であり、それを克服しようとする行為は宗教法によって認められている。」[3221] ただし、動物の子宮を用いての治療を行うことは許されない [3221-3224]。

- (5) これらの施術のうち、法的に許容されたものに同意する夫の立場は問題がないが、(2) によって子供をえた夫は、血縁関係にない子供に対し、自らが父親であると名乗ることはできず、もしも名乗った場合、「養子縁組の禁止」の規定を犯したことになる。さらに、妻に他の男性との姦淫の罪を負わせたことになり、男性としての威厳を失い、イスラームにおける大罪を取り持った者となる。また、(3) の方法で子供をえた夫は、「姦淫の禁止」の罪を犯したことになる [3224]。
- (6) (2) あるいは (3) の禁止された方法で生まれた子供は、合法的夫婦の子とはならず、姦淫により生まれた子と同じく、母親にのみ属することになる [3225]。
- (7) 以上の禁止された施術を行ったり、それらの方法を示唆したりした医師は、宗教上の罪を犯したことになる [3225-3227]。

以上から明らかなように、生殖補助技術をめぐるガーデル=ハックのファトワーにおいて、イスラーム法的な許容が示されたのは、法的婚姻関係内にある男女の精子と卵子を用いた医学的な治療（体内受精・体外受精を含む）のみであった。提供精子や提供卵子による治療は、「姦淫の禁止」や「養子縁組の禁止」を主な根拠として認められていなかった⁹。

3 その後の議論

生殖補助技術の進歩に伴い、卵子凍結や顕微授精などの新たな技術とイスラーム法との関わりが問われるようになると、中東イスラーム諸国の国家機関や宗教組織は、新たなファトワーや公的見解を示し始めた。その際、ほとんどの場合において、「法的婚姻関係内の男女の精子と卵子を用いた治療は合法である」という、ガーデル=ハックのファトワーで提示された枠組が踏襲された (Inhorn [2005, 2012]; Atighetchi [2007])。

そうした折、1984年にサウジアラビアのメッカで開催されたイスラーム法学評議会

⁹ 代理出産に関しては、ファトワーの中に直接的な言及はないが、(3) への回答にあたる部分に、以下のような言葉があった。「夫の精子は〔中略〕妻の卵子と出会わない限り実らない。妻の卵子がえられず、他の女性の卵子を代替とする場合、《おまえたちの妻はおまえたちの田畑である》(2章 223節) [という神の言葉に反することになる]。よって通常の夫婦の性交による場合でも、子宮に精子を注入する場合でも、〔卵子および子宮の持ち主の女性と精子の持ち主の男性は〕正式な婚姻関係になければならない。至高なる神はおっしゃった。《またおまえたちを、それぞれの母の胎内で、三重の暗闇のもとでつぎつぎと創造された。》(39章 6節) [3220-3221]

において、次のような見解が出された。すなわち、一人の男性に二人の妻がいる場合、一方の妻の卵子を別の妻の子宮に注入することは、父子関係に疑惑が生じないので法的に問題ない、というものである。そこではまた、そうした場合の子は卵子の主である女性の子となるが、子宮の主である女性とも乳母と子（疑似的な母子¹⁰）に相当する関係性を持つと述べられた（Majlis al-Majma' al-Fiqhī [1984: 152–153]）。卵子に問題や不安を抱えるムスリム女性とその家族にとって、おそらくは相当に画期的なものと思われたこの見解は、翌年の同じ評議会でも再検討の対象となり、最終的には撤回が言明された（Majlis al-Majma' al-Fiqhī [1985: 161–168]）¹¹。

II ハーメネイーのファトワー（1999年）

第三者からの精子・卵子の提供や代理母による妊娠・出産はイスラームにおいて許容されないという理解が広がる中で出され、物議を醸したのが「人工受精」と題するハーメネイーのファトワーである。これは、当初アラビア語で出版された『問いへの答え』と題するファトワー集の「医学上の問題」というセクションに収録され、中東イスラーム諸国のアラビア語圏でも知られていた¹²。本稿では、イラン国内で一般に参照されてきたペルシア語版のテキスト（Khāmene'ī [2006: 303–305]）¹³を用いつつ、その内容を紹介することにしたい。

1 質問と回答

ハーメネイーのファトワーは七つの質問と回答から成っていた。ガーデル＝ハックのファトワーとは異なり、回答は短く、主張の典拠を示したり、議論を深めたりすることはなく、一、二文で終わる場合がほとんどであった。以下では、その前半にある四つの質問と回答の全文を記す¹⁴。

¹⁰ 古典イスラーム法においては、母乳を与えることで女性と子供のあいだに疑似的な親子関係が結ばれ、その女性の実子は子供の乳兄弟となるとされている。

¹¹ その理由として、(1) 子宮の主が卵子注入と同時に自らの卵子によって妊娠し、双子ができた場合や (2) そのうちの片方が淘汰された場合などにおいて、母子関係が確定できなくなる可能性があり、それを防ぐためと述べられている。一連の議論については Atighetchi [2007: 143–145]を参照されたい。

¹² この点については Inhorn [2005: 304 (注 41)]と Clarke [2009: 117–118]を参照されたい。

¹³ ペルシア語版のファトワーは、ハーメネイーの公式ウェブサイト (<http://www.khamenei.ir/>)にも掲載されていたが、そこでは質問と答えの一部にずれが見られた（最終アクセス 2016年3月4日）。

¹⁴ 残り三つの質問および回答は、一夫多妻での卵子提供、夫の死後再婚した場合の前夫の精子の使用、受精卵の保存とその後の使用に関するものである。その回答は、前半四つの質問への回答と重複する内容が多かったため、ここでは省略した。

[夫婦間の人工受精について¹⁵]

質問：(A) 法的な夫婦関係にある男女の精子と卵子を用いた人工受精は合法か。

(B) それが合法である場合、それを他人である (nāmaḥram) 医師のもとで行うことは許されるか。この方法で生まれた子は、精子と卵子の主である夫婦の子となるのか。

(C) それ [法的な夫婦関係にある男女の精子と卵子を用いた人工受精] が合法ではない場合、それが夫婦生活を良きものとするための唯一の解決策であれば、例外的に許容されることはあるのか。

回答：(A) 上に示された方法 [法的な夫婦関係にある男女の精子と卵子を用いた人工授精] を行うことに問題はない。ただし、[身体部位への] 接触や視線に関して、禁止されている行為は前もって回避されなければならない。

(B) この方法で生まれた子供は、精子と卵子の主である夫婦と親子関係にある。

(C) 前述のように、上に示された方法は合法である。[303-304]

[卵子の提供について]

質問：夫婦の中には妻が受精に適した卵子を持たないために、離婚を余儀なくされたり、治療や妊娠の方法がないために夫婦生活の中で困難が生じたり、精神的な問題を抱えたりする人びとがいる。そうした場合、他の女性の卵子を用いて体外で夫の精子と受精させ、妻の子宮に戻すことは合法か。

回答：上述の方法それ自体に問題はない。ただし、この方法によって生まれた子供は精子と卵子の主の子となり、子宮の主である女性と親子関係を持つことは困難である。この点について、血縁関係 (nasab) に関する宗教法の規定は遵守されなければならない。[304]

[夫の死後の精子利用について]

質問：夫の精子を採取し、その死後に妻の卵子と受精させ、[その受精卵を] 妻の子宮に移植することは第一に、合法か。第二に、そうして生まれた子供はその男性の子となり、法的に彼と親子関係を持つのか。第三に、そうして生まれた子供は、父親からの相続を受けるのか。

回答：上述の方法それ自体に問題はなく、子供は卵子と子宮の主の子となる。精子の主との親子関係を認めることも可能であるが (elḥāq-e ān be ṣāḥeb-e noṭfe ham ba'īd nīst)、彼からの相続は受けない。[304]

¹⁵ ファトワーの原文に見出しはついておらず、[] 内の表題は筆者が便宜上付したものである。また、引用中の [] 内の言葉は引用者が補ったものである。また本文中の [] 内は Khāmene'ī [2006]における頁数である。

〔精子の提供について〕

質問：不妊である夫の妻の子宮に、他人の（nāmahram）男性の精子を注入することは合法か。

回答：他人の男性の精子を女性に注入すること自体には問題がない。ただし、禁止された接触や視線などの行為は前もって回避されなければならない。この方法で生まれた子供は、夫ではなく、精子の主と卵子および子宮の主である女性の子となる。[304]

2 前提上の相違

ハーメネイーのファトワーでは、生殖補助医療において、それまで通常、イスラーム法上許容されないとされてきた、法的婚姻関係外の男女の精子や卵子の使用が認められていた。短い回答の中にその主張の根拠となる典拠や論理は示されていないが、前出のガーデル＝ハックのファトワーと比較しつつそれを読むことで、両者の間に、以下のような前提上の相違があったことがわかる。

まず、ガーデル＝ハックのファトワーでは、「法的婚姻関係外の男女間で性交が行われること」に加えて「法的婚姻関係外の男女間に子供ができること」もまた、姦淫の一部であり、禁止されるとあった。一方、ハーメネイーのファトワーでは、「法的婚姻関係外の男女間に子供ができること」自体に法的問題はないこと、ただし、その過程において（法的婚姻関係外の男女が互いの）身体に接触することや、（互いの）身体部位に視線を送ることは禁止されているという示唆があった。すなわち、両者は、「姦淫の禁止」という前提を共有しながら、何を「姦淫」と捉えるかという点で異なっていたのである¹⁶。

もう一つ、両者に共有されていたのが、「親子関係は血統による」という前提であった。血縁関係（すなわち、精子や卵子による繋がり）のない子供に対して、自ら父親や母親を名乗ることはいずれのファトワーの中でも許容されていなかった。

3 その後の議論

ハーメネイーのファトワー以降、とくにシーア派の宗教学者や信徒の間で、提供精子や提供卵子、代理出産の利用を含めた生殖補助技術の合法性についての議論が盛んになった。その際、しばしば問題の要となったのが、（前出の）何を「姦淫」と捉えるのかという点であった。ハーメネイーのファトワーが出された後も、シーア派の学者の中には、法的婚姻関係外の男女間に子供ができることもまた「姦淫」にあたりと主張する者

¹⁶ この点については Clarke [2009: 120–121]の中でも指摘されている。

が少なくなかった。そこで、しだいに大きくなっていったのが、第三者が関わる生殖補助技術は、法的婚姻関係——それが一夫多妻による関係であれ、シーア派の宗教学者の間で認められている「一時婚」による関係であれ——の中で実施されるべきだという声であった¹⁷。

おわりに

本稿では、中東イスラーム諸国における生殖補助医療に関する議論の発端となり、またその中核を形づくってきた二つのファトワー（法的意見）を紹介した。1980年に、エジプトの権威ある宗教学者ガーデル＝ハックが出したファトワーには、法的婚姻関係内にある男女の精子と卵子を用いた医学的な治療（体内受精・体外受精を含む）のみがイスラームでは許容されるとあった。その約20年後に、イランの、やはり権威ある宗教学者、ハーメネイーが出したのは、法的婚姻関係外の男女の精子や卵子の使用も認められているというファトワーであった。

確認しておきたいのは、以上の二つのファトワーは、それぞれイスラームと生殖補助医療をめぐる多種多様な意見のうちの一つに過ぎず、「スンナ派」や「シーア派」、あるいは「イスラーム」や「ムスリム」の見解を代表するものではないということである。ガーデル＝ハックのファトワーは、一夫多妻婚内における卵子提供の可否など、その後の新たな議論の呼び水となった。ハーメネイーのファトワーとその後の議論は、「イスラーム」の中に——さらには、同じ「シーア派」の中にも——見解の多様性や変化があることを示していた。そして、これらのファトワーが出された後も、さまざまな見解が提示され、議論され、時に撤回されたり、共有されたりしてきた¹⁸。

¹⁷ ハーメネイーのファトワーに続く議論については Atighetchi [2007: 148–151]; Clarke [2009: 116–151]; Inhorn and Tremayne [2012: 207–225]等を参照されたい。

¹⁸ 宗教学者による議論と生殖補助医療の現場での議論にはずれがあることが少なくない。この点については Clarke [2009]や Inhorn and Tremayne [2012]を参照されたい。

1980年代の最初期と比べて、近年、生殖補助医療を利用する人びとの数が格段に増えている¹⁹。その背景には、晩婚化による妊娠率の低下や、生殖補助技術の向上、家族や社会のあり方の変化があると思われる。そうした生殖補助医療を取り巻く状況の変化と、新たに出される法的意見の間には、どのような関係があるのか。一部の意見が主流となり、他の意見がそうならないのはなぜなのか。生殖補助医療とイスラームをめぐる議論は、どのような方向に進んでいくのか。二つのファトワーという形で蒔かれた「種」がどう成長し、何を生み出すのかを、今後は見ていくことにしたい。

<参考文献>

<日本語文献>

大塚和夫・小杉泰・小松久男・東長靖・羽田正・山内昌之編 [2002] 『岩波イスラーム辞典』岩波書店。

小杉泰[2002] 「ファトワー」の項、『岩波イスラーム辞典』（829頁）。

柘植あづみ [2012] 『生殖技術—不妊治療と再生医療は社会に何をもたらすか』みすず書房。

中田考(監修) [2014] 『日亜対訳クルアーン』中田香織・下村佳州紀訳、作品社。

嶺崎寛子 [2015] 『イスラーム復興とジェンダー—現代エジプト社会を生きる女性たち』昭和堂。

藤本勝次(責任編集)[1970] 『世界の名著 15 コーラン』藤本勝次・伴康哉・池田修訳、中央公論社。

柳橋博之 [2001] 『イスラーム家族法—婚姻・親子・親族』創文社。

吉村慎太郎 [2005] 『イラン・イスラーム体制とは何か—革命・戦争・改革の歴史から』書肆心水。

<欧米語文献>

Atighetchi, Dariusch [2007] *Islamic Bioethics: Problems and Perspectives*, Dordrecht: Springer.

Clarke, Morgan [2009] *Islam and New Kinship: Reproductive Technology and the Shariah in Lebanon*, New York and Oxford: Berghahn Books.

Inhorn, Marcia C. [2005] “Fatwas and ARTs: IVF and Gamete Donation in Sunni v. Shi’a Islam,” *The Journal of Gender, Race & Justice*, 9, 291–317.

----- [2012] *The New Arab Man: Emergent Masculinities, Technologies, and Islam in the Middle East*, Princeton and Oxford: Princeton University Press.

¹⁹ この状況は、近年の小説やドラマ、映画の筋書きにもあらわれている。例えばエジプトでは、体外受精専門医を主人公とした映画『パパ *Bābā*』（アクラム・ファリード監督、2012年）や、不妊治療を続ける農村部の女性を描いたドキュメンタリー映画『子のない母』（ナディーン・サリーブ監督、2014年）が公開され、話題となった。

Inhorn, Marcia C. and Soraya Tremayne [2012] *Islam and Assisted Reproductive Technologies: Sunni and Shia Perspectives*, New York and Oxford: Berghahn Books.

Skovgaard-Petersen, Jakob [1997] *Defining Islam for the Egyptian State: Mufti and Fatwas of the Dār al-Iftā*, Leiden, New York, and Köln: Brill.

< 中東諸語文献 >

‘Alī Khāmene’ī [2006 (イラン太陽暦 1384 年)], *Risāla Ajwiba al-Istiftā’āt*, Tehran: Enteshārāt-e beinol-melalī al-Hodā.

Majlis al-Majma‘ al-Fiqhī [1984] *Qarārāt al-Dawra al-Sābi‘a* (11–16, Rabī‘ al-Awwal, 1404H).
<http://www.themwl.org/> 内に掲載、最終アクセス 2016 年 3 月 4 日。

Majlis al-Majma‘ al-Fiqhī [1985] *Qarārāt al-Dawra al-Thāmina* (28, Rabī‘ al-Ākhar, 1405H– 7, Jum‘adā al-Ūlī, 1405H).
<http://www.themwl.org/> 内に掲載、最終アクセス 2016 年 3 月 4 日。

Al-Fatāwā al-Islāmīya min Dār al-Iftā’ al-Miṣrīya, al-Qāhira: Jumhūrīya Miṣr al-‘Arabīya, Wizāra al-Awqāf, Al-Majlis al-A‘lā li-l-Sh’ūn al-Islāmīya, 20 vols., 1980–1993.